

道路予定区域の有効活用を実施するにあたり、占用入札制度を導入するために必要となる「茅ヶ崎市道路占用料徴収条例」改正の考え方について

1 考え方

道路予定区域の維持管理に対する財源確保と、維持管理に係る労力・費用の削減を効率的に推進するために、道路予定区域の有効活用を実施します。

有効活用を実施するにあたり、占用希望者が競合することが想定されることから、占用料の多寡により占用者を選定する占用入札制度を導入します。

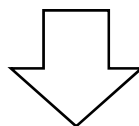
⇒占用入札制度を導入するためには、
「茅ヶ崎市道路占用料徴収条例」を改正する必要があります。

2 改正内容

現行

「占用料の額」は、条例で定める額となっており、占用入札制度を実施することはできません。

※「占用料の額」が決まっているため、競争原理が発生せず入札が成立しません。



改正

通常の入札制度における最低制限価格に相当する「占用料の額の最低額」について規定します。「占用料の額の最低額」は「占用料の額」とします。

※「占用料の額の最低額」以上であり、かつ、最も高い占用料の額を入札額とした者が落札者となります。

3 関連法規

道路法第39条の2第5項

4 茅ヶ崎市道路占用料徴収条例抜粋

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、(中略) 占用の期間(中略)の初日の属する月から占用期間の末日の属する月までの月数(中略)を乗じて得た額(中略)とする。(以下略)

別表

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1月	184円
	第二種電柱		283円
	第三種電柱		382円
	第一種電話柱		165円
	第二種電話柱		263円
	第三種電話柱		362円
	その他の柱類		16円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1月	2円
	地下に設ける電線その他の線類		1円
	路上に設ける変圧器	1個につき1月	161円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1月	99円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1月	329円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		138円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1月	631円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	329円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1月	7円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		10円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		15円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		20円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		30円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		39円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		69円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		99円
	外径が1メートル以上のもの		197円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			329円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額を12で除して得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額を12で除して得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額を12で除して得た額
	上空に設ける通路		316円
	地下に設ける通路		189円
その他のもの		329円	

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	21円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	631円
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)		表示面積1平方メートルにつき1月	631円
	標識		1本につき1月	263円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	21円
		その他のもの	1本につき1月	631円
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	21円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	631円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	6,310円
その他のもの			3,155円	
政令第7条第2号に掲げる工作物				329円
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額を12で除して得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				631円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				329円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1月	Aに0.013を乗じて得た額を12で除して得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額を12で除して得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額を12で除して得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額を12で除して得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額を12で除して得た額
その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額を12で除して得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.013を乗じて得た額を12で除して得た額
	その他のもの			Aに0.009を乗じて得た額を12で除して得た額

政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1月	Aに0.024を乗じて得た額を12で除して得た額	
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額を12で除して得た額	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.013を乗じて得た額を12で除して得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額を12で除して得た額	
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額を12で除して得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.034を乗じて得た額を12で除して得た額

備考

- 1 政令とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)をいう。
- 2 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考3において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第9号に掲げる固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

注記

占用料については3年毎の料金見直しを予定しております。